

おてがる送信エンカくん ダウンロード使用許諾契約書

本契約は、お客様と有限会社スリークラフト（以下、「スリークラフト」といいます。）との間における契約です。お客様が、「おてがる送信エンカくん」（本契約書と共に提供するソフトウェアプログラムであり、「本体プログラム」、「付属プログラム」で構成され、以下、「本ソフトウェア」といいます。また、附属するマニュアル等本ソフトウェアに関する一切のドキュメントを、以下、「ドキュメンテーション」といいます。）をダウンロード・インストール、使用された場合には、お客様は下記条項の全ての条件に同意されたこととなります。

本ソフトウェアには、第三者が権利を有するソフトウェアライブラリ又はその他のプログラム（以下「第三者ソフトウェア」といいます。）が含まれており、第三者ソフトウェアの使用許諾については本契約の範囲外となります。本契約条項に同意できない場合、本ソフトウェアをダウンロード・インストールして使用することはできません。スリークラフトは、本ソフトウェア及びドキュメンテーションについて、お客様がwebサイトを運営するドメインで使用する場合にのみ、お客様に対し、非独占的且つ非譲渡的で再許諾不可能な使用权（以下、「ライセンス」といいます。）を本契約記載の条項に基づき許諾いたします。

第1条 使用許諾の範囲

(1) 本ソフトウェアを使用する目的で、本ソフトウェアに登録されたお客様のみ、本ソフトウェアを使用することができます。なお、本ソフトウェアの運用・管理を委託する目的に限り、当該委託先の方にのみ例外的に使用を許諾することができます。ただし、お客様はこの方から使用に対する一切の対価（金銭的対価、物的対価、権利的対価を含むがこれらに限られない）を受け取ることはできません。

(2) お客様は、本ソフトウェアを、webサイトを運営するドメインにおいて使用することができます。

(3) お客様は、複数のドメインにおいてひとつのライセンスを並行して使用することはできません。複数のドメインで使用する場合はドメイン数と同数のライセンスを必要とします。

(4) お客様は、ライセンスの購入を行うための評価を目的として使用する場合に限り、30日間、本ソフトウェアを無償で使用することができます。

(5) お客様は、本ソフトウェアを購入されたライセンスで許諾する範囲内で使用することができます。なお、スリークラフトがライセンスキーを電子メールで発行してから30日間、無償サポートプログラムの提供が付属します。また、ライセンスを購入されたお客様は、購入ライセンスの許諾する範囲で有償サポートプログラムを購入することができます。有償サポートプログラムは「おてがる送信エンカくんサポート規約（以下、「サポート規約」といいます。）」が許諾する範囲でサポートプログラムを受けることができます。サポートプログラムの提供の詳細に関しては、サポート規約に準拠します。

第2条 権利の帰属

本契約書は、お客様に対し、スリークラフトの商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。本契約書で明記されていない権利については、スリークラフトに留保されます。

第3条 複製の作成

(1) お客様は、以下の各号に記載の目的においてのみ本ソフトウェアを複製して動作することができます。

① お客様の入力されたデータをバックアップする目的。

ただし、バックアップを目的とした複製物は、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、お客様の保有するものであると第三者の保有するものである、とを問わず、いかなるドメイン上およびwebサイト上においても並行して使用されないことを条件とします。

② 本ソフトウェアの修正プログラムや、本ソフトウェアにおけるオプション製品等がお客様ご利用の本ソフトウェアや、お客様のご利用環境と適合するか否かを事前にテストする目的。

ただし、適合テストを目的とした複製物は、一時的な適合テストを行うためにのみ使用されるものであって、恒常的に使用されないことを条件とします。したがって、適合テストの終了後は、速やかに破棄するものとします。

(2) お客様は、本ソフトウェアをドメインが同一の場合に限り、お客様の所有するほかのサーバに移管することができますが、本ソフトウェアは移管前のサーバからすべて消去されなくてはなりません。

第4条 禁止事項

- (1) お客様は、本ソフトウェアを第三者に対して頒布、送信（ダウンロード可能可、送信可能可を含む）等を行うことは一切できません。
- (2) お客様は、本ソフトウェアの貸与、リース、担保設定等を行うことはできません。また、ライセンスを譲渡、転売、付与、あるいはその使用を再許諾することはできません。よってお客様はいかなる状況においても、お客様以外の法人または団体の構成員、その他個人に対して、本ソフトウェアを使用する権利を与えることはできません。
- (3) お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、または本ソフトウェアの派生ソフトウェアを作成することはできません。また、ドキュメンテーションを修正、翻訳することはできません。
- (4) お客様は本ソフトウェア、本ソフトウェアの旧バージョン製品（以下、「旧バージョン製品」といいます。）からのバージョンアップ、代替製品からの乗り換え対象製品として指定されている製品のライセンスを正規に取得しているものとします。なお、旧バージョン製品におけるデータをコンバートする必要がある場合を除いては、旧バージョン製品を破棄（アンインストール）した後、本契約で許諾された範囲内でのみ本ソフトウェアをインストールして使用することができます。本ソフトウェアをバージョンアップとして使用された場合、旧バージョンの製品のライセンスは自動的に消滅します。よって、旧バージョン製品のデータをコンバートする場合においても、本ソフトウェアをインストールした後、速やかにコンバート作業を行い、コンバート作業終了次第速やかに、旧バージョン製品を破棄（アンインストール）しなければなりません。

第5条 本契約の有効期間と解除および終了

- (1) 本契約の有効期間は、お客様が本契約に合意した時点から、本ソフトウェアの使用を中止するまでとします。
- (2) お客様が本契約の条項に違反した場合、スリークラフトは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。この場合、スリークラフトはお客様に対し、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションに関する第1条既定の許諾も全て終了するものとします。
- (3) お客様は試用のために設定された本ソフトウェア、購入されたライセンスで許諾された範囲を超えて使用することはできません。
- (4) 本契約を終了、解除された場合は、お客様は速やかに本ソフトウェア、構成部分、ドキュメンテーション、およびそれらの複製物の全てを破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。
- (5) 本契約の解除に伴って、本ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、スリークラフトは一切責任を負いません。

第6条 保証の制限

- (1) スリークラフトは、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションがお客様の特定の目的のために適当であること、または有用であること、本ソフトウェアに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合にこれが修正されること、正常に動作すること、のいずれも保証いたしません。
- (2) スリークラフトは、本ソフトウェアの機能および本ソフトウェアに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。
- (3) スリークラフトの口頭または書面等による一切の情報または助言は、新たな保証を行い、またはその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。
- (4) スリークラフトは、本ソフトウェアの配給触媒（ソフトウェアの記録媒体、ライセンス証明書、その他マニュアル等）に物理的な瑕疵がある場合、スリークラフトは交換により対応するものとします。このとき、提供される代替品はスリークラフトによって選択されるものとし、交換前のものと同一の内容であることの保証はいたしません。ただし、これらの場合、お客様は本ソフトウェアと、その購入を証するものの両方をスリークラフトに返却するものとします。また、スリークラフトは、お客様または第三者の故意あるいは過失による場合は、保証の責任を負わないものとします。

第7条 責任の制限

- (1) お客様は、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接・

間接の損害（データ滅失、サーバコンピュータダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）および危険はすべてお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。なお、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用には、本ソフトウェアの瑕疵を修正するための修正プログラムがスリークラフトより提供されなかったこと、または提供された場合にお客様がその修正プログラムを適用しなかったこと、もしくは適用したこと、スリークラフトがサービスを提供しなかったこと、または提供した場合にお客様がそれを利用しなかったこと、もしくは利用したこと等を含みます。

(2) いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、スリークラフト、本ソフトウェアの供給者、再販売業者および協力会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、スリークラフトは第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

第8条 ライセンス情報の守秘義務と不正使用の禁止

お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアのコード・構造・編成等に関する情報、ならびにライセンスに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはけません。また本契約に違反したライセンスの不正使用はこれを一切禁じます。

第9条 著作権等

(1) 本ソフトウェア（HTML、プログラム部分および各画面表示部分を含む一切）、ドキュメンテーションに関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、スリークラフトおよびその供給者に帰属します。

(2) 本件知的財産権は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。

(3) 本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

第10条 準拠法および雑則

(1) 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約書ないし本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、訴額に応じて、神戸地方裁判所または神戸簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様もスリークラフトも合意するものとします。

(2) お客様が入手した本ソフトウェアに、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、スリークラフトによって特に本契約と異ならしめるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェアの使用には、本契約が優先して適用されます。

(3) 本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によるのみ、変更することができます。また当該委託先がお客様に対して用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にいささかの影響をあたえるものではありません。

以上

2009年9月10日 有限会社スリークラフト